

商店街感染症対策等支援事業の事務局運営要領

1. 総則

大阪府の「商店街感染症対策等支援事業」の事務局運営業務については、この要領に定めます。

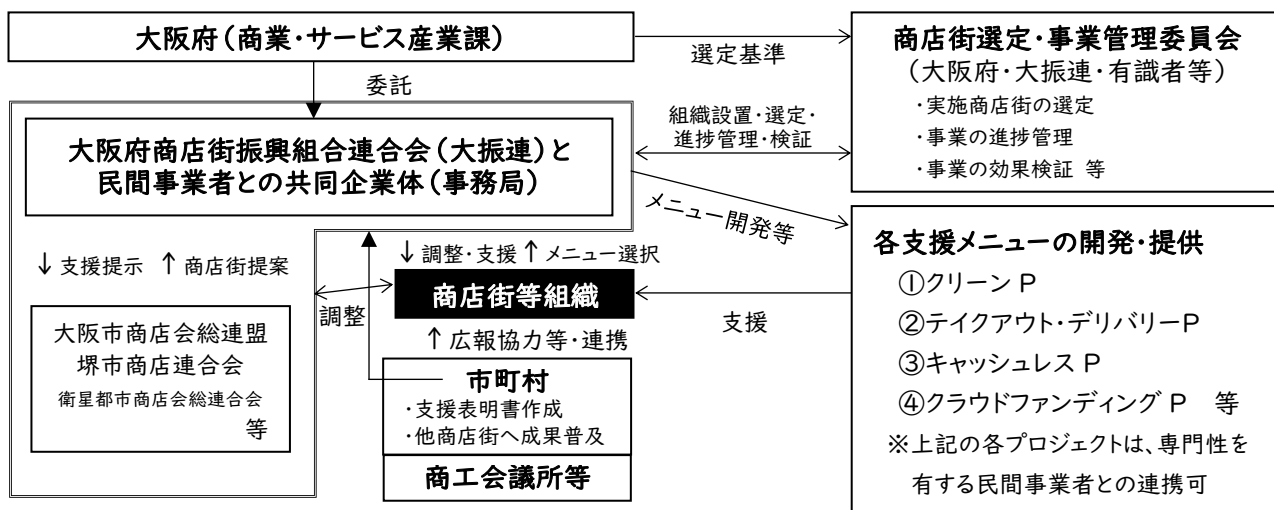
2. 事業目的

新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい経営環境に置かれ、風評被害等を被る例もある中、雇用や府民の日常生活を守り大阪経済を支える商店街の感染症対策および風評被害の払拭の取組みを後押しします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うインバウンドの急減や外出自粛等の影響により、府内商店街はこれまでにない打撃を受けています。また、ライブハウスなどの感染症クラスター発生地点の周辺にある商店街などは、風評被害の影響もあって来街者・売上が激減しています。さらに、「緊急事態宣言」発令下において、府民の日常生活を支えるため奮闘している商店街の経営は厳しさを増しており、今後、大阪の経済・雇用および府民生活への大きな影響が不可避となっています。

このため、商店街が組織的に「3密」を回避する感染症対策を実施するとともに、風評被害を払拭し府民が安心して買い物できるクリーンな場であることを広く発信するための事業を実施します。

3. 事業スキーム



4. 業務内容

(1) 支援対象

① 支援対象数：100商店街等組織

② 組織的に以下に取り組む意欲がある大阪府内の商店街等組織とします。

ア 「3密」を回避するなど府民が安心して買い物ができるクリーンな商店街をめざして取り組むこと

イ 新型コロナウイルス感染症の流行収束後の需要喚起に取り組むこと

※今後、経済産業省で実施予定の「GoTo商店街キャンペーン」へのエントリーに努めること。

(注) 商店街等、商店街等組織とは、それぞれ以下に該当するものをいいます。

<商店街等> ・商店街その他の商業の集積等(共同店舗・テナントビル等※)

※共同店舗、テナントビル等については、小売業等を営む者の店舗等が主体となっているものであって、構成する店舗の多くが中小企業者であることが必要です。

<商店街等組織> ・商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する商店街等組織

・商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の商店街等組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

(2) 支援対象商店街等組織の選定

- ① 大阪市商店会総連盟、堺市商店連合会及び大阪府衛星都市商店会総連合会に支援メニュー等の概要を提示し、実施商店街等組織の候補の提案を受けること。
- ② 提案元の上記①の商業団体に対し実施商店街等組織が作成する「事業実施合意書」の提出を求めること。
- ③ 上記①の団体等に未加入の商店街等組織から本事業実施の申し出があった場合は相談に応じること。
- ④ 支援対象商店街組織等が所在する市町村商業担当課に「支援表明書」の提出を求めること。
- ⑤ 大阪府、大阪府商店街振興組合連合会及び有識者等で構成する「商店街選定・事業管理委員会」を設置・運営し、府が提示する「選定基準」にそって、本事業の実施商店街等組織を選定すること。

(3) 支援業務メニュー

「商店街選定・事業管理委員会」を設置し、事業の進捗管理及び本事業の効果測定等を行うこととします。

項目	支援業務メニュー
「3密」回避 対密閉 対密集 対密接	「3密」回避等に資する以下の4つのプロジェクトを実施（専門民間事業者へ再委託可） ① クリーン化プロジェクト ・商店街内消毒、消毒液の設置、ビニールカーテン、共有スペースに空気清浄機等の設置、店主への衛生管理研修など ② テイクアウト・デリバリー導入促進プロジェクト ・通販、宅配等の導入促進など ③ キャッシュレス導入促進プロジェクト ・キャッシュレス決済の導入促進など ④ クラウドファンディング活用促進プロジェクト ・未来の来店を約束するプレミアムチケットの販売支援など
上記取組みの 情報発信等	① 支援対象100商店街等組織への簡便な連携調整システムの構築 （既存アプリを活用し組織内の意思決定円滑化や商店街への情報提供・効果検証等） ② 3密回避啓発パネルやクリーン化を訴求するのぼり・タペストリー設置（統一したロゴ、キャッチコピー等） ③ 府内全域の取組みをHP・SNSにより発信 ④ ドローンを活用した商店街の動画撮影・発信 など

※事務局の業務遂行にあたっては、IT などを活用し可能な限り「3密」を回避するよう努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策に関する国及び府の取組みと可能な限り連動するよう留意すること。

(4) 支援スケジュール(予定)

時期	支援業務	実施商店街等組織選定
令和2年 5月	4プロジェクト 支援メニュー開発等 クリーン化開始、のぼり・タペストリー設置、HP 等で発信 商店街等組織へ具体的な支援メニュー提示、調整	商業団体へ説明 商店街選定・事業管理委員会 設置、選定
6月	府内の商店街等組織で支援4プロジェクト実施	
7~8月	↓	
9月	支援終了予定	事業の効果測定
10月	事業終了	当該委員会への結果報告

※新型コロナウイルス感染症の収束状況等によっては、スケジュールが変更となる場合があります。

(5) 成果目標・効果検証

①成果目標:令和2年9月末までに100商店街等組織でクリーン化等のプロジェクトを実施

②効果検証:店舗・来街者へのアンケート調査実施など

※支援終了後、効果検証結果をとりまとめのうえ、「商店街選定・事業管理委員会」を開催し報告すること。

※事業完了後に事業報告書を提出すること。事業報告書は、実施内容、成果、効果検証結果等を分かりやすく、かつ詳細な内容にすること。〔事業報告書:冊子(A4判)、(概要版(A3判1枚)及び電子データ)

※府が実施する商店街活性化セミナーなどで、事業終了後の進捗状況等を報告していただく場合がありますので、その際は、可能な限り協力すること。

5. 委託予算額等

本業務を遂行するために必要となる委託予算額は、121,275,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を超えない範囲で決定されます。また、事業の再委託先の民間事業者を選定する場合は、府と協議しながら、企画内容・事業実施速度・価格などを考慮しコンペ方式等で選定することとします。ただし、再委託の合計金額は委託予算額の1/2を超えないこととします。

予算額 121,275,000円(消費税及び地方消費税を含む)

[参考:積算内訳]

・事務局運営経費等 21,275,000円

・商店街感染症対策等 100,000,000円(1,000,000円×100商店街)

※委託先は大阪府商店街振興組合連合会と民間事業者の共同企業体を想定

また、対象となる費用の区分は以下のとおりとします。なお、費用は可能な限り複数の事業者の価格を比較し発注するなどに努めるとともに、費用のうち事務費は可能な限り合理化することに努めるものとします。

「商店街感染症対策等支援事業」の事務局運営業務に係る費用の区分

区分	内容
事業費	謝金、旅費、店舗等賃借料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、借料・損料、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費、印刷製本費、光熱水料、その他必要な経費
事務費	人件費、外注費、委託費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、事務所維持費、広報費、光熱水料、賃借料、印刷製本費、謝金、雑役務費、その他必要な経費

※経費に認められないもの

ア 提案者の事務所の借上げ料や、事務所の光熱水費・消耗品などの管理運営費

イ 備品を購入するための経費

ウ 土地又は建物の財産的価値に影響を及ぼす工事の経費及び土地又は建物を取得するための経費。

エ 仕入先等の者に対する接待、贈答その他これらに類する行為のための経費及び飲食にかかる経費。

オ 協力者に対して渡す御礼、寸志及び商品券等のプレミアム分にかかる経費。

カ その他、事業との関連性が認められない経費。

6. 事業の実施体制等

(1) 事業の実施体制

事務局は本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければなりません。

- ①事務局の感染症対策及び業務継続体制の整備などの危機管理
- ②本事業の広報、連絡及び調整(市町村・商業団体等)
- ③「商店街選定・事業管理委員会」の設置・運営及び事業実施商店街等組織の選定
- ④事業実施商店街等組織への支援業務、進捗状況管理
- ⑤本事業の支払・精算及び経費関係帳簿の整備・保管
- ⑥本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- ⑦その他の事業管理に必要となる事項についての対応

(2) 事業の実施期限

事業実施期限は、令和3年3月末までとします。なお、事務局は上記「4. (4) 支援スケジュール」に記載のスケジュールで進捗するよう努めることとします。また、事務局は、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合には、速やかに大阪府の指示を仰ぐものとします。

(3) 指導監督等

- ①大阪府は、事務局による本事業の実施に関し、指導監督を行います。
- ②大阪府は、事務局に対し、実施商店街等組織の決定に当たって、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとします。
- ③事務局は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたとき等は、必要に応じ、遅滞なく大阪府に報告及び相談を行うものとします。
- ④大阪府は、事務局に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ、改善等の指導及び助言を行うことができるものとします。
- ⑤事務局は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、大阪府に速やかに報告するものとします。

7. 民間事業者の条件及び契約手続き等

民間事業者の条件及び契約手続き等については、令和2年度の大阪府の「商店街等エリア魅力向上モデル事業に係る企画提案公募要領」に規定する「公募参加資格」及び「契約手続きについて」等を準用します。

8. 問い合わせ先

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課 商業振興グループ

郵便番号:559-8555

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階

電 話:06-6210-9496

メールアドレス:shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp